



令和4年6月号(広告)
 2022年6月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第181号
 発行担当者: 三宅 美見子

6月に入り梅雨の季節がやってきました。我が家は梅雨が近づくと、虫を見に出掛けます。昨年は初めて倉敷市児島にある由加の虫の池に行きました。ただ見に行っただけなのですが、ボランティアでされているガイドの方がいらっしゃったので、お話を一時間ほど聞きながら虫の観賞をする事が出来ました。その後一週間は虫についてとても詳しくなりました。今年もまた何処かに虫を見に行けたらと思っています。

さて、令和4年4月1日より民法の一部が改正施行され、同日から成年年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳と19歳の人は親の同意なしでクレジットカードをつくったり、ローンを組むなど様々な契約ができるようになりました。税制についても20歳年齢を基準としていたものが18歳を基準としたものに変更されています。今回はこうした制度等について代表的なものををご紹介します。

テーマ：成年年齢18歳に引下に伴う税制などへの影響について

1. 贈与税・相続税

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。**贈与・相続等の時期によって、下表のとおり受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なりますので、ご注意ください。**

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合	
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税（相続税法21の9） 住宅取得等資金の非課税等（相続特別措置法70の2、70の3、震災特別法38の2） 贈与税の特例税率（相続特別措置法70の2の5） 相続時精算課税適用者の特例（相続特別措置法70の2の6～70の2の8） 	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継税制（相続特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5） 	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育て資金の非課税（相続特別措置法70の2の3） 	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除（相続税法19の3） 	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満



各制度概要など

相続時精算課税制度（相続時精算課税適用者の要件）
 相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。相続時精算課税適用者の年齢が「贈与を受けた年の1月1日において18歳以上」に引き下げられます。**令和4年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。**

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（受贈者の要件）
 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。金銭を取得する特定受贈者の要件が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。**令和4年4月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。**

贈与税の税率の特例（受贈者の要件）
 父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は特例税率が適用されます。その特例制度を受ける受贈者の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。贈与税率の詳細については国税庁HPを参照してください。**令和4年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。**

相続時精算課税選択の特例（受贈者の要件）

令和3年12月31日までに、父母または祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。
 (注)「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例」の適用を受ける場合には、同特例適用後の住宅取得等資金について贈与税の課税価格に算入される住宅取得等資金がある場合に限り、この特例の適用があります。金銭を取得する特定受贈者の要件が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。**令和4年4月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。**



事業承継税制（受贈者の要件）
 事業承継税制とは、先代経営者が後継者へ非上場株式等を贈与した場合に、贈与税の納税猶予を受けるための制度です。贈与を受ける後継者（受贈者）の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。**令和4年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。**

未成年者控除
 相続人が未成年者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。未成年者控除の額は、その未成年者が満20歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額です。また、年数の計算に当たり、1年未満の間があるときは切り上げて1年として計算します。未成年者の年齢が満20歳から満18歳に引き下げられます。**令和4年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。**

2. 影響を受ける相続に関連する法律（遺産分割協議に参加できる年齢）
 未成年者は遺産分割協議に参加できません（法律行為が制限されるため）。そのため、未成年者がいる時は、家庭裁判所の審判によって特別代理人を選任し、特別代理人が代わりに遺産分割協議に参加する必要があります。この特別代理人を選任しなければならない年齢も20歳未満から18歳未満に引き下げられます。**令和4年4月1日より適用されます。**

3. 住民税・所得税
住民税の非課税措置
 住民税には、未成年者のうち前年の合計所得金額が135万円以下の者は非課税になるという「住民税課税における未成年判定」があります。この未成年者の定義が20歳未満から18歳未満に引き下げられます。

NISA
 その年の1月1日において20歳以上の居住者等を対象とした非課税口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、一定期間非課税となる制度です。これらの非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に非課税口座を開設する必要があります。成年年齢の引き下げを受け、この要件が18歳以上へ改正されます。**令和5年1月1日以後に開設される非課税口座について適用されます。**

ジュニアNISA
 その年の1月1日において20歳未満の居住者等を対象とした未成年者口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、一定期間非課税となる制度です。これらの非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定を開設する必要があります。成年年齢の引き下げを受け、この要件が18歳未満へ改正されます。**令和5年1月1日以後に開設される未成年者口座及び同日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。**なおこの制度は、令和5年末に廃止予定となっています。

今回は成年年齢の引き下げにより、影響を受ける規定等をご紹介します。
 ご不明な点がございましたら、弊事務所へお問い合わせください。
 また、相続時精算課税制度についてお考えの方は必ず弊事務所へご連絡をお願い致します。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」**
 今月の開催日は**6月9日(木)**です。
 不透明な経済情勢が続いていますが、このような状況にこそ経営計画が求められています。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月9日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月3日(金)
7月14日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月8日(金)
8月18日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月10日(水)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

<6月スケジュール>

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*5月分源泉所得税・住民税の納付期限
30	木	*4月決算法人の確定申告・納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*消費税(毎月納付4月分)の納付期限(年税額4800万円超の法人)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています